

児童又は生徒をはじめとする通行人を守るため、改善等をご検討ください。

福井市危険ブロック塀除却事業のご案内

福井市では、ブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止するため、市内の通学路に面する危険ブロック塀を対象に、除却等に要する工事費用の一部を補助します。

申込みの要件

⚠ 工事の契約、着手前に必ず補助金の申請が必要です

【対象となるブロック塀】

- ・福井市が設置する小・中学校への通学路に面している「危険ブロック塀」
危険ブロック塀：高さ80cm以上のブロック塀であって、「安全点検チェックリスト」による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。

【申込みできる方】

- ・以下の2つの条件を両方満たしている方。
危険ブロック塀を所有している方。
市税を完納している方。
申込みは、1所有者につき1回限りです。

補助金額

危険ブロック塀の除却等工事に必要な費用を、工事内容に応じて下記の上限額まで補助します。
補助対象となる除却等工事費には、設計費・工事監理費は含まれません。

【除却工事】 10万円まで

- ・以下のいずれかのうち低い額。
対象の塀の見付面積 × 4,000円/m²
工事費用（見積額） × 2/3

【木塀へ建替え】 10万円まで

- ・以下のいずれかのうち低い額。
対象の塀の見付面積 × 20,000円/m²
工事費用（見積額） × 2/3

提出書類

1. 交付申請書（様式第1号）
2. 住宅の位置図（住宅地図のコピー等）
3. ブロック塀の図面等一式
（図面 位置、立面、構造等、写真、見積書など）
4. 危険ブロック塀の所有者が確認できる書類
（固定資産 土地・家屋 評価証明書「注」、など）
5. 危険ブロック塀の所有者の前年度の納税証明書「注」
6. 誓約書（様式第1-1号）
7. 安全点検チェックリスト（様式第1-2号）
様式は建築指導課ホームページからダウンロードできます。
申請内容により、追加書類が必要となる場合があります。
「注」の書類は、市役所内で取得できます（有料）。

対象となる工事等

【除却】

補助の対象となる危険ブロック塀をすべて除却する工事。

【木塀へ建替え】

除却後に県産材を使用した木塀を設置する工事。
（除却と併せて申請が必要です。）

<注意事項>

既にブロック塀を除却している場合、通学路以外の道路や隣地間に面したブロック塀、倒壊等の危険性がないブロック塀を除却する場合などでは、補助金の交付を受けることはできません。ご注意ください。

申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

福井市役所 本館5階 建築指導課（申請・問合せ窓口）

TEL 0776-20-5574

HP



ブロック塀とは

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀。

門扉や門柱、フェンスや万代塀、擁壁・土留め部分等は除く。



(資料：一般財団法人消防防災科学センター「災害写真データベース」)

補助申請手続きの流れ

